平成２６年（フ）第１１７３６号
東京都板橋区中台１丁目55―１　サンクススタジオ２―Ｄ
債務者　田中　博久
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７３７号
東京都豊島区東池袋３丁目13―３　池袋ロッヂング
債務者　長野　　司
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７３９号
東京都東久留米市滝山６丁目２―４―402
債務者　鶴岡　純子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２８号
北海道上川郡当麻町３条西３丁目11番24号
債務者　川越　敏史
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７６６号
横浜市鶴見区下末吉３丁目13番11号　レオパレス鶴見第８―105号室
債務者　米田　鎌吉
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８０８号
横浜市戸塚区戸塚町4217番地23　ハイツ坂田203号
債務者　平沼　高広
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８６９号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘２番14号
債務者　小川みゆき
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２４号
東京都東村山市秋津町５丁目１番地都営秋津町５丁目アパート６―204
債務者　関　　恵子（旧姓亀山）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８５６号
東京都多摩市関戸３丁目６番地の２コーポトミイ203
債務者　佐藤　正和
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８９号
釧路市愛国東３丁目９番26号　昭和マンション３号室
債務者　大久保　愛（旧姓木嶋）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１９８号
釧路市鶴ケ岱２丁目11番16号
債務者　とりとまこと近藤みのりこと　近藤未恵子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２１１号
釧路市川北町１番1406号
債務者　河野　克治
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４１号
熊本県天草市本渡町本戸馬場3645番地
債務者　花田　郁夫
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月２日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第４２号
熊本県天草市諏訪町２番10号　武内ビル301
債務者　村上美津子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月２日午後４時
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第１８４号
釧路市大楽毛１丁目８番14号　マンション白百合３―203
債務者　新井田雅洋
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月５日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１１６１２号
東京都江東区大島７丁目15―５―703
債務者　須藤　　聡
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部